

都立病院等における寝具類の賃貸業務又は洗濯業務
談合事件に関し知事が行った損害賠償請求について

谷合周三氏と土橋実氏の二名から提出があった「都立病院等における寝具類の賃貸業務又は洗濯業務談合事件に対する住民監査請求」において監査委員が行った勧告に対し、知事が講じた措置について、別紙のとおり、通知がありました。

住民監査請求の内容（平成15年6月10日受付）

都立病院等において発注された寝具類の賃貸業務又は洗濯業務について独禁法違反行為があったとして、公正取引委員会が排除勧告、審決、課徴金納付命令を行ったのに、都は損害賠償請求権の行使を怠っているとする住民監査請求が住民から提出されました。

監査の実施結果（勧告）（平成15年8月6日通知）

監査委員は、請求に基づき監査を実施した結果、「平成9年度から平成12年度までの寝具類の賃貸業務又は洗濯業務の契約について損害額を確定し、平成15年10月31日までに損害賠償請求権を行使すること」という勧告を行いました。

知事が講じた措置の概要

知事は上記勧告を受け、課徴金納付命令対象期間の談合行為による損害額を約1億5千4百万円と算定し、平成15年10月31日、野口株式会社、ワタキューセイモア株式会社、株式会社柴橋商会ほか4社に請求しました。

（参考）

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ・平成13年 8月10日 | 公取委による排除勧告 |
| ・平成13年 9月19日 | “ 審決 |
| ・平成14年 6月12日 | “ 課徴金納付命令 |
| | （課徴金納付命令対象期間 平成9.10.19～平成12.10.18） |
| ・平成15年 6月10日 | 請求人から住民監査請求が提出される。 |
| ・平成15年 8月 6日 | 監査委員が監査結果（勧告）を知事及び請求人に通知 |
| ・平成15年10月31日 | 知事が7社に損害賠償請求を行う。 |
| ・平成15年11月13日 | 知事より監査委員に対し措置結果が通知される。 |

勧告の対象となった契約は、福祉局の老人医療センターほか3施設、健康局の北療育医療センターほか5施設及び病院経営本部の墨東病院ほか13施設、計24施設が、平成9年度から平成12年度にかけて発注した、寝具類の賃貸業務又は洗濯業務契約です。

地方自治法第242条第9項において、監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講じるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならないとされています。

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

15病経財第337号
平成15年11月13日

東京都監査委員 殿

東京都知事
石原慎太郎

「都立病院等において発注された寝具類の賃貸業務等について
談合行為により損害を被ったにもかかわらず都が損害賠償請求権
の行使を怠っていることを違法・不当として必要な措置を求める
住民監査請求監査結果」の勧告に基づき講じた措置について

平成15年8月7日付15監総第618号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第9号の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1 対応の内容

公正取引委員会が作成した課徴金納付命令対象物件一覧に記載され、談合行為の存在が認定されたと認められる87件の個別契約については、課徴金納付命令の対象となった平成9年10月19日から平成12年10月18日までの期間の損害額を支払実績額の10%相当額と算定し、損害賠償請求を行った。

なお、平成9年度及び平成12年度における、課徴金納付命令対象期間外の支払実績に基づく損害賠償請求については、今後、損害の事実が判明確認できたものについて速やかに請求を行うものとする。

2 請求年月日

平成15年10月31日

3 請求の内容

請求の相手方 7社
請求金額 154,055,111円

4 納入期限

平成16年1月30日